

議案第 5 号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 2 年 3 月 1 6 日提出

大 口 町 長 鈴 木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、固定資産税の納期前納付報奨金を廃止することに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和 3 8 年大口町条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 6 4 条を次のように改める。

第 6 4 条 削除

附 則

この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<u>第 6 4 条 削除</u>	<u>(固定資産税の納期前の納付)</u> <u>第 6 4 条 固定資産税の納税者は、納税通知書に記載された納付額のうち到来した納期に係る納付額に相当する金額の税金を納付しようとするとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に係る納付額に相当する金額の税金をあわせて納付することができ</u> <u>る。</u> <u>2 前項の規定によって固定資産税の納税者が</u> <u>第 6 1 条第 1 項に定める第 1 期の納期(同条第 2 項の規定により別に納期を定めたときは、その最初の納期)中に当該納期に係る納付額に相当する金額とともに当該納期の後のすべての納期に係る納付額の全部に相当する金額の税金を併せて納付した場合においては、同項の規定によって納期前に納付した税額の 1 0 0 分の 0 . 5 に第 1 期の納期の初日に当該税金を納付したものとみなして算出した納期前に係る月数を乗じて得た額の報奨金を交付する。ただし、その額が 1 0 円未満である場合又はその額に 1 0 円未満の端数がある場合の当該端数の額若しくはその額が 5 万円を超える場合でその超える部分に係る額及び当該納税者の未納に係る徴収金がある場合においては、これを交付しない。</u>

改 正 要 旨

1 固定資産税の納期前納付報奨金廃止について

納期前納付報奨金は地方税法施行時に、税収の早期確保や納税意識の高揚を目的として創設された制度であり、税を納付する手間や事務軽減にも寄与してきたところです。

しかしながら、事務処理の機械化や口座振替制度の普及、コンビニエンスストアでの24時間納付が可能となるなど、収納事務の軽減や納税者の利便性の向上等、納税環境も変化してきています。

また、低金利時代を迎え、市中銀行金利と納期前納付報奨金との利率が乖離していることから納期前に納付された税金による金利確保が難しく、既に愛知県内の多くの自治体で廃止されています。

本町においてはこの間、固定資産税については制度を維持してきたところですが、法人税割の税率引き下げに伴う法人町民税が減少する中、社会保障関連施策費については引き続き増加傾向にあると想定されることから、令和3年度よりこの制度を廃止することとし条例改正するものです。

2 固定資産税の納期前納付報奨金制度の状況等

(1) 平成31年度（令和元年度）の状況

固定資産税当初調定額 2, 9 9 4, 3 0 1, 7 0 0 円

固定資産税納期前納付報奨金支出済額 2 6, 1 7 3, 2 3 0 円

納付全件数 9, 5 7 6 件のうち 7, 4 5 1 件（77.8%）が該当

(2) 近隣市町の状況

市 町 名	現 状
江南市	平成24年度住民税、固定資産税共に廃止
犬山市	平成19年度住民税、固定資産税共に廃止

岩倉市	平成 23 年度住民税、固定資産税共に廃止
扶桑町	平成 19 年度住民税、固定資産税共に廃止
大口町	平成 23 年度町住民税廃止 固定資産税（0.5%）5 万円上限に改定

(3) 県内における納期前納付報奨金交付市町村

令和 2 年度廃止 日進市、北名古屋市

継続予定 豊山町、大治町、阿久比町、東栄町、飛島村、豊根村